

## 今後の感染拡大に向けた 社会的インフラを継続的に維持するための検査（社会的検査）の対応について

### 1 主旨

社会的インフラを継続的に維持するための検査（社会的検査）について、令和4年7月以降の感染拡大（いわゆる第8波）に向けた対応策等を以下のとおりとする。

### 2 第6波における主な課題

#### （1）随時検査（PCR検査。以下省略）申込から実施までの遅延

随時検査について、検体採取の班数を昨年12月から通常2倍に強化し（3班から6班に強化）、受検者が少人数の場合は区が指定する場所での検体採取を行うなど、運用の効率化を図ったが、想定以上の感染拡大により、随時検査の需要が急増したため、本年1月中旬から2月中旬は、検査希望日から1週間を超えての検査となってしまった。

また、随時検査申込から実施までに時間がかかる施設等に対し、事前に抗原定性検査キットを配布する予定であったが、供給不足などにより実施出来なかった。

#### （2）抗原定性検査キットの供給不足

1月中旬から2月にかけて抗原定性検査キットの供給が全国的に不足したことから、特に抗原定性検査キットを事前に備蓄していなかった約半数の事業所・施設（以下「施設等」という。）の中には、抗原定性検査キットによる感染対策を講じることが困難となった事例が見受けられた。

### 3 第7波（令和4年5月中旬～6月中旬を想定）への対応

#### （1）随時検査体制の維持

随時検査の検体採取は6班体制を維持（通常は3班）

#### （2）高齢者施設への優先的検査の継続

高齢者施設における重症化及びクラスター抑止に向け、2月中旬から予約の優先枠を設定。

#### （3）抗原定性検査キットの安定供給

委託事業者と感染拡大期における抗原定性検査キットの安定供給について協議を行い、必要な数量を社会的検査対象施設等に配付できる体制を構築

### 4 第8波（令和4年7月以降を想定）に向けた対応

潜伏期間や世代時間（感染した人が別の人にうつすまでの時間）が短く、強い感染力を持つ新型コロナウイルス感染症の変異株の特徴や第6波以降、新規感染者数は区では減少傾向であるものの、依然として予断を許さない状況であることから、今後の感染拡大に備え、より迅速に、効果的に検査を実施するため、社会的検査の検査体制を令和4年7月より、以下のとおり変更する。

また今後も感染力の強い新たな変異株が突然発生することも想定されるため、安定した検査を継続的に実施できるよう、令和4年12月まで社会的検査の実施を延長する。

なお今後の感染状況等によってはあらためて検査体制等を見直す。

【参考】感染拡大想定

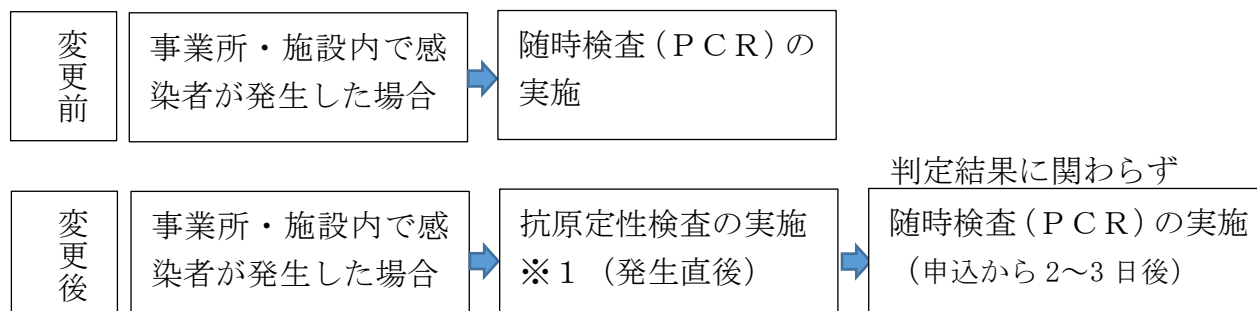
	第7波想定	第8波以降の想定
対象期間	5月中旬～6月中旬	7月～
新規感染者数	第6波（ピーク時）の1.5倍を想定	

(1) 随時検査の運用変更

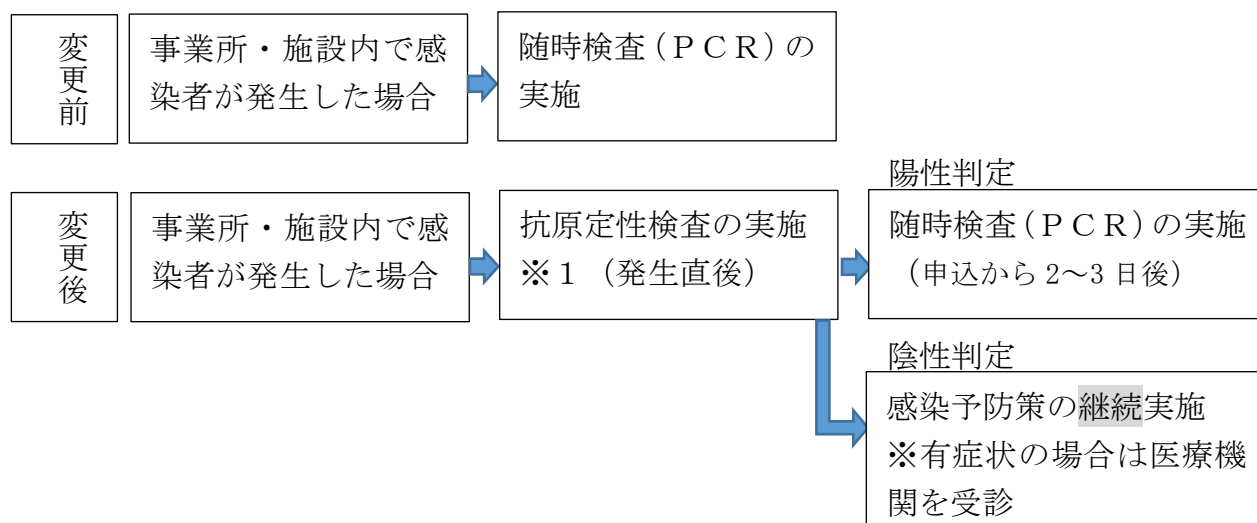
社会的検査の対象施設等内で陽性者が発生した場合、重症化リスクの高い施設等（高齢・障害施設等）に対しては、抗原定性検査を実施し、一定以上のウイルス量を有する方を早期に発見するとともに、抗原定性検査キット（以下、「簡易キット」）の判定結果に関わらず、同時並行で随時検査の予約を受け付け、PCR検査を実施することで、感染者の発見に努め、重症化及びクラスターを抑止する。

その他の施設等（保育施設、幼稚園、小中学校、新BOP、児童養護施設等）については、感染者が発生した場合、原則抗原定性検査を実施し、随時検査は簡易キットで陽性判定となった方に対象を絞り実施する。

ア 重症化リスクの高い施設等（高齢・障害施設等）の場合



イ その他の施設等（保育施設、幼稚園、小中学校、新BOP、児童養護施設等）の場合 ※2



※1 備え置きの簡易キットによる自己採取

※2 クラスターが発生（感染者が5人以上発生）した場合は、アの扱いとする。

## (2) 備え置き用の簡易キットの配付方法等の変更

下表のとおり、備え置き用として4月に配付する簡易キットの用途を「感染者又は感染疑いのある方に接触した可能性が高く、かつ、感染の不安がある場合」（随時検査の補完②）や「軽い倦怠感やのどの痛みなど、体調が気になる場合」（随時検査の補完③）に限らず、「事業所・施設内で感染者が発生した場合」（随時検査の補完①）へ拡充する。

備え置きの簡易キットが無い（もしくは、事業所・施設内で感染者が発生し実際に簡易キットを使用した等の理由により不足している）場合、施設等からの希望に応じて、その都度簡易キットを配付（補充）する。

	用途	配付方法	対象
変更前 (4月～9月)	随時検査の補完① 事業所・施設内で感染者が発生した場合	随時検査の受検までに時間を要する場合に配付	職員 利用者※1
	随時検査の補完② (上記①以外の場合で) 感染者又は感染疑いのある方に接触した可能性が高く、かつ、感染の不安がある場合	事前配付 ・備え置き用として、4月に配付済み。7月に2	職員 利用者※1※2
	随時検査の補完③ 軽い倦怠感やのどの痛みなど、体調が気になる場合	回目の配付を予定 ・追加配付無し	

	用途	配付方法	対象
変更後 (7月～12月)	随時検査の補完① 事業所・施設内で感染者が発生した場合	・備え置きの簡易キットが無い（もしくは不足している）場合、施設等からの希望に応じて、その都度配付（補充）	職員 利用者※1
	随時検査の補完② (上記①以外の場合で) 感染者又は感染疑いのある方に接触した可能性が高く、かつ、感染の不安がある場合		職員 利用者※1※2
	随時検査の補完③ 軽い倦怠感やのどの痛みなど、体調が気になる場合		

※1 高齢・障害入所系施設の利用者は、医療従事者による採取もしくは検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下で自己採取可能であれば、対象とする。

※2 利用者は感染拡大の傾向が見られる場合に、使用可能とする。

## (3) 随時検査予定数、簡易キット配付予定数の変更

上記(1)(2)の変更に伴い、令和4年度(12月まで)における随時検査及び簡易キットの予定数量を、下表のとおり変更する。

	随時検査予定数	簡易キット配付予定数
変更前 (4月～9月)	12,000件	35万キット 【内訳】 随時検査の補完①・・・・・・・・・・56,000 随時検査の補完②③・・・・・・・・・・144,000 行事前検査・・・・・・・・・・76,000 施設および家庭における感染拡大防止・・・74,000
変更後 (4月～12月)	46,000件 ※第6波(1月～3月)は 約18,000件	55万キット 【内訳】 随時検査の補完①②③・・・・・・・・・・362,000 行事前検査・・・・・・・・・・114,000 施設および家庭における感染拡大防止・・・74,000

## (4) 変更時期

令和4年7月1日より

※6月末までの期間は、当初の予定通り、随時検査及び抗原定性検査を実施する。簡易キットの安定供給に努め、随時検査の受検までに時間を要する場合は、代替措置として抗原定性検査を行うことで対応する。

## (5) その他

施設等に対し、無症状者を対象とした定期的な検査や濃厚接触者となった職員の待機解除の判断にあたっての検査などは、東京都が実施している検査事業の活用を促す。

## 5 予算

事業費と補助金については以下を見込み、第2次補正予算案に計上する。

既存予算 (4月～9月) 772,845千円…①

変更後予算 (4月～12月) 1,344,280千円…②

②－①(第2次補正予算案) 合計金額 571,436千円 ※千円未満切り上げ

## 【参考】金額内訳

区分	事業費見込み
随時検査 (行政検査)	(4月～12月分) 794,181千円 ※特定財源：(国)感染症予防事業費等 負担金等 1/2 ※残りの1/2は地方創生臨時交付金の算定に含まれるため、実質的に全額国費 <b>【主な内訳】</b> ・人件費、コールセンター運営費等(総価払分) 335,709千円 ・検査測定及び緊急採取費等(単価払分) 458,472千円 (1検体あたり検査費用単価：@6,160円)
抗原定性検査	(4月～12月分) 550,099千円 ※特定財源：(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 10/10 <b>【主な内訳】</b> ・検査関連費用(単価払分) 495,649千円 (1検体あたり検査費用単価：@869円)

## 6 今後のスケジュール(予定)

6月 令和4年第2回区議会定例会へ補正予算案提案

別紙 令和4年度の社会的検査の体制（令和4年12月まで）について ※太枠内が変更箇所

検査種別・事由	対象	4月～6月		7月～12月		
		職員・教員	利用者・入所者	職員・教員	利用者・入所者	
随時検査 【行政検査】	① 事業所・施設内で感染者が発生した場合、又は、抗原定性検査で「感染疑い」者が発生した場合	介護事業所・障害者施設（入所系） 介護事業所・障害者施設（通所・訪問系） 児童養護施設等 保育園・幼稚園等 小学校・中学校・新BOP	対象	対象（※2）	対象（※3） 対象（※3） 対象（※3）	対象（※2） 対象（※2） 対象（※3）
	②（上記①以外の場合で）事業所・施設の職員が感染者又は感染疑いのある方に接触した可能性が高く、かつ、感染の不安がある場合	介護事業所・障害者施設（入所系） 介護事業所・障害者施設（通所・訪問系） 児童養護施設等 保育園・幼稚園等 小学校・中学校・新BOP	対象外 対象外 対象外 対象外 対象外	対象（※1） 対象外 対象（※1） 対象外 対象外	対象外 対象外 対象外 対象外 対象外	対象（※1） 対象外 対象（※1） 対象外 対象外
	濃厚接触者の特定が困難な場合	保健所から依頼があった施設・事業所	対象		対象	
抗原定性検査 ※7	① 事業所・施設内で感染者が発生した場合	介護事業所・障害者施設（入所系） 介護事業所・障害者施設（通所・訪問系） 児童養護施設等 保育園・幼稚園等 小学校・中学校・新BOP	対象	対象（※2）	対象	対象（※2,※6）
	②（上記①以外の場合で）事業所・施設の職員が感染者又は感染疑いのある方に接触した可能性が高く、かつ、感染の不安がある場合	介護事業所・障害者施設（入所系） 介護事業所・障害者施設（通所・訪問系） 児童養護施設等	対象	対象外 ただし、感染拡大の傾向が見られる場合は対象（※4）	対象	対象外 ただし、感染拡大の傾向が見られる場合は対象（※6）
	③軽い倦怠感やのどの痛みなど、体調が気になる場合	保育園・幼稚園等 小学校・中学校・新BOP	4月に配付		不足等の都度、配付	
	施設および家庭における感染拡大防止	軽い倦怠感やのどの痛みなど、体調が気になる場合	対象外	対象（※5） （4～9月に1回配付）	対象外	対象（※5） （4～9月に1回配付）
行事前検査	小中学校等において、校外活動等（宿泊行事や部活動大会）に参加する場合	小学校・中学校	対象 （ただし感染状況等によっては実施の有無を検討）		対象 （ただし感染状況等によっては実施の有無を検討）	
定期検査【行政検査】	介護事業所・障害者施設（入所系） 児童養護施設等	停止		停止		
スクリーニング検査	介護事業所・障害者施設（入所系） 介護事業所・障害者施設（通所・訪問系） 児童養護施設等	停止		停止		

※1…入所予定者も含む  
 ※2…訪問系については、利用者・入所者の自宅を事業所とみなし、サービス提供時に居合わせた利用者の同居家族等も対象  
 ※3…抗原定性検査で陽性の判定となった場合、もしくは、クラスターが発生（感染者が5人以上発生）した場合のみ対象  
 ※4…以下の施設は対象外  
 【対象外施設】  
 ●入所系の介護事業所・障害者施設  
 ●保育園・幼稚園等…施設及び家庭における感染拡大防止として配付を実施した場合、対象外  
 ※5…同居する家族も含む  
 ※6…高齢・障害入所系施設…医療従事者による採取もしくは検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下で自己採取可能であれば、対象  
 ※7…抗原定性検査の判定結果が陽性となった場合は、随時検査の受検（ただし、家庭内感染対策における使用は、随時検査は対象外）  
 もしくはかかりつけ医等の医療機関を受診し、診断を確定させる必要がある。

抗原定性検査に関するアンケート

令和4年4月に社会的検査の対象施設へ抗原定性検査キットの配付希望調査を実施。その際に抗原定性検査に関するアンケートを併せて実施。

(1) 対象事業所・施設

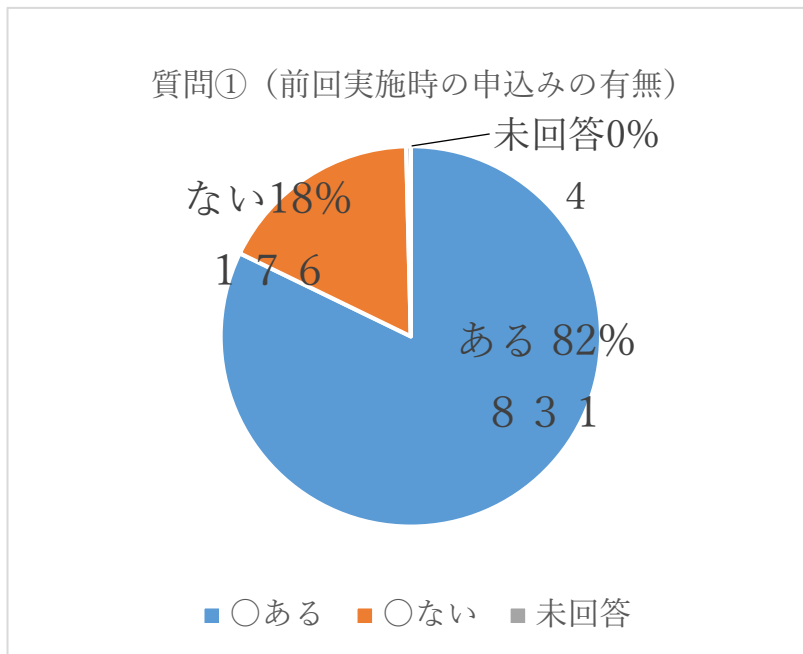
社会的検査対象施設（介護事業所、障害者施設、保育園、幼稚園、小中学校、新BOP、児童養護施設等）

(2) アンケート回答施設数

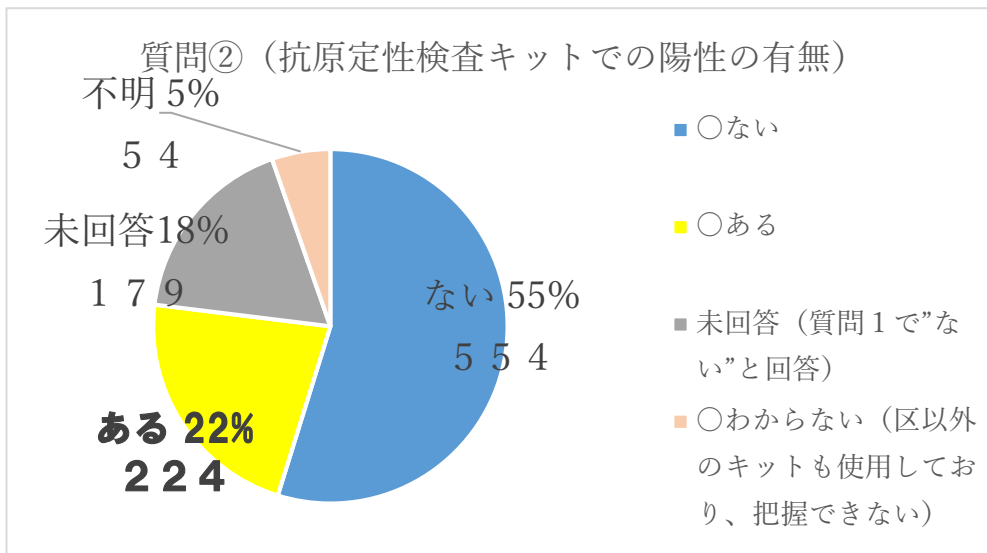
1,011施設（対象施設数2,086施設 回答率48%）

(3) アンケート結果（一部抜粋）

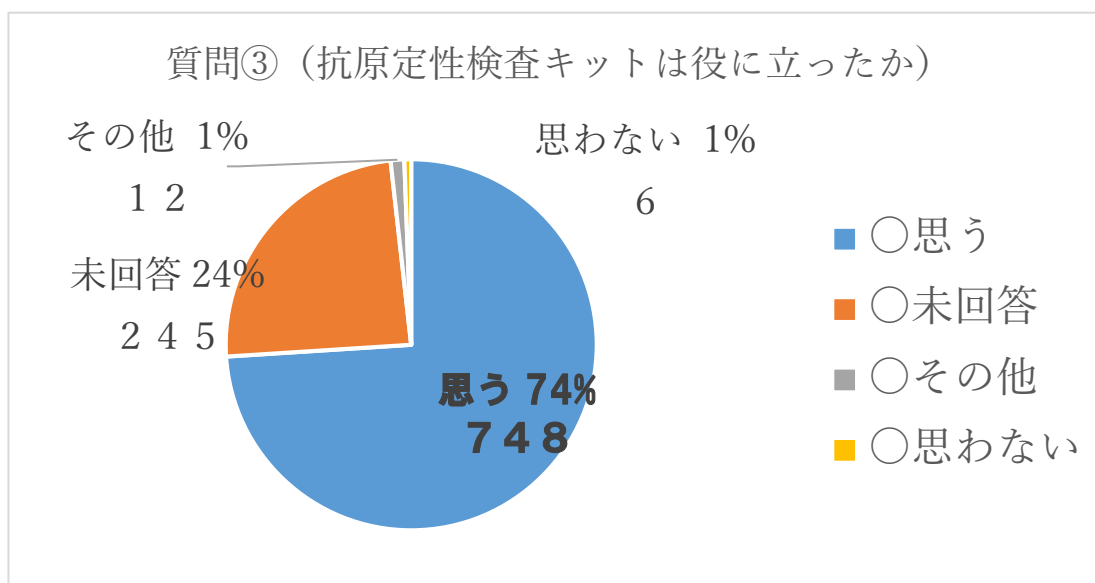
質問①：以前にも世田谷区で配付した抗原定性検査キット（施設備え置き用）を受け取ったことがありますか？



質問②：①で「ある」と答えた方へ使用した結果、陽性の判定結果となったことがありますか？



質問③：①で「ある」と答えた方へ抗原定性検査キットが役に立ったと思いますか？



自由意見（一部抜粋）

【抗原定性検査キットが役に立った、役に立たなかった理由】

- 抗原定性検査キットのおかげで、対策もしっかり行え、安心して運営が行えた。
- その時、その場で微熱などの体調が気になる時に行え、利用者やスタッフへPCR検査を受けてもらう事の対応が早く出来るのでとても助かる。
- 抗原定性検査キットがあることで、すぐに検査ができるが、発熱などの症状が出た際に使用しても陰性だったが、PCR検査では陽性だった。このような事例が何度かあったため、いまいち結果には信用できない側面がある。
- 少しでも症状がある方の検査ができ、感染対策につながり意識も向上すると思う

【前回抗原定性検査キットを申し込まなかった理由】

- 法人で週1回、他施設の職員と一緒にPCR検査を実施しているため。
- 日本財団の無料PCR検査を実施していたため。

【区が配付している抗原定性検査キットについて、改善してほしい点等】

- 今後も配付を継続してほしい
- 利用者も対象としてほしい。
- 色々な目的の抗原定性検査キットが届くため、どれを誰が使ってどこに報告するのか難しく、対応に時間がかかる。
- もう少しわかりやすい説明書があるとよい。
- 職員と同居している家族も対象としてほしい。
- 唾液検査のものだと有難い。